

# 窓口業務の変更について

(総務課／地域保健推進室)

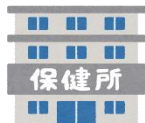
令和2年4月1日より、茨城県水戸保健所は

**茨城県中央保健所へ名称が変わります！**



○医療法等に関する申請・届出

施設の所在地		笠間市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町	水戸市
管轄保健所		茨城県中央保健所	水戸市保健所
医療法	病院	○	○
	診療所(医科)	○	○
	診療所(歯科)	○	○
	助産所	○	○
あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師等に関する法律		○	○
柔道整復師法		○	○
歯科技工士法		○	○



茨城県中央保健所

水戸市笠原町993-2

TEL 029-241-0100 (代表)

水戸市保健所

水戸市笠原町993-13

TEL 029-243-7329 (保健総務課  
薬事室)